

議案第14号

損害賠償の額を定めること及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により次の車両事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、議会の議決を求める。

- 1 事故発生日時 令和6年7月31日 午前7時9分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 火災出動した際、上記日時場所において、右カーブを走行していたところ、相手方所有の住宅の軒先及び車両に消防車の左側面が接触した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市は相手方に対し、1,223,920円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和6年11月26日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

令和6年7月31日に発生した車両事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。